

議 案 名	富士見市立自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
制 定 趣 旨	<p>富士見市立自転車駐車場の利用方法について、定期利用に関してインターネットによる手続き及び一時利用に関して施錠装置を有する駐輪用機器を導入することから、富士見市立自転車駐車場条例の一部を改正するものです。</p>
制 定 内 容	<p>(1) 供用時間等 インターネットによる手続き及び施錠装置を有する駐輪用機器の導入に伴い、供用時間及び入出庫時間を定めるものです。</p> <p>(2) 利用区分における単位の設定 一時利用について利用日ごとに1回を単位としていましたが、機械式管理となることから24時間を1回の単位と改正するものです。</p> <p>(3) 利用の許可の更新等 定期利用において、期間の更新の許可等について定めるものです。</p> <p>(4) 使用料の還付 還付対象者について明記するものです。</p> <p>(5) 別表第2備考の追加 学生の範囲を定義するものです。</p> <p>(6) その他、条文中の文言等についての整理</p>
施 行 日	令和7年6月1日

- (1) 1月利用 利用開始日から当該日が属する月の末日まで
- (2) 3月利用 利用開始日から当該日が属する月の翌々月の末日まで
- (3) 6月利用 利用開始日から当該日が属する月の5月後の月の末日まで

(利用の許可等)

第8条 自転車駐車場の定期利用をしようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可 _____ に係る事項を変更しようとするときも同様とする。

2 前項前段の許可は、前条各号のいずれかの単位の利用とする。ただし、利用開始日とその属する月の11日以降の場合における単位は、1月利用に限る。

(許可の更新等)

第9条 前条の規定による許可を受けた者が、その期間の満了後も自転車駐車場の定期利用をしようとするときは、更新後の単位及び利用についてあらかじめ指定管理者による更新の許可を受けなければならない。当該許可の更新をしようとするとき、又は更新に係る事項を変更しようとするときも同様とする。

2 前項の規定により自転車駐車場を利用することができる期間は、前条第1項前段の許可による利用開始日の前日から起算して、3年を経過した日以後最初の3月31日までを限度とする。

(利用の制限)

第10条 (略)

(利用の許可)

第7条 自転車駐車場を利用 _____ しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。また、許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。

2 前項の利用の許可の区分は、次のとおりとする。

- (1) 定期利用 1月、3月又は6月を単位として利用の許可を受けること。
- (2) 一時利用 利用日ごとに1回を単位として利用の許可を受けること。

(利用の制限)

第8条 (略)

(_____ 許可の取消し等)

第 1 1 条 指定管理者は、利用者 _____ が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を停止し、又は _____ 許可を取り消すことができる。

(1) ・ (2) (略)

(3) _____ 許可条件又は係員の指示に違反したとき。

(4) ・ (5) (略)

2 (略)

(使用料の納付)

第 1 2 条 利用者は、第 7 条に規定する利用の単位に応じて別表第 2 に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第 1 3 条 (略)

(使用料の還付)

第 1 4 条 自転車駐車場の利用者が既に納めた使用料は、還付しない。 _____

2 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、使用料の一部又は全部を還付することができる。

(1) 第 8 条第 1 項後段又は第 9 条第 1 項後段の規定による変更により、許可を受けた期間が 1 月以上短縮されたとき。

(2) 利用者の責めに帰することができない理由により、自転車駐

(利用の許可の取消し等)

第 9 条 指定管理者は、第 7 条の規定により利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号の _____ に該当するときは、その利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

(1) ・ (2) (略)

(3) 利用の許可条件又は係員の指示に違反したとき。

(4) ・ (5) (略)

2 (略)

(使用料の納付)

第 1 0 条 利用者は、利用の許可を受けた際に _____ 別表第 2 に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第 1 1 条 (略)

(使用料の還付)

第 1 2 条 自転車駐車場の利用者が既に納めた使用料は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰することができない理由により、自転車駐車場を利用することができないとき又は市長が特に必要があると認めるときは、当該使用料の一部又は全部を還付することができる。

車場を利用することができないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(損害賠償)

第15条 (略)

(不正利用者に対する措置)

第16条 指定管理者は、利用者以外の者が自転車を自転車駐車場に駐車している場合は、当該自転車を撤去し、及び保管するものとする。

2 前項の規定により撤去し、及び保管した自転車に対する措置は、富士見市自転車等の放置防止に関する条例(平成4年条例第25号)第9条及び第10条の規定を準用する。この場合において、同条例第9条第1項、第3項及び第4項中「第7条第3項」とあるのは「富士見市立自転車駐車場条例(平成4年条例第26号)第16条第1項」と、同条例第10条第1項中「第7条第1項」とあるのは「富士見市立自転車駐車場条例第16条第1項」と読み替えるものとする。

(委任)

第17条 (略)

別表第2 (第12条関係)

1台につき 単位:円

【別記1 参照】

(損害賠償)

第13条 (略)

(不正利用者に対する措置)

第14条 指定管理者は、利用者以外の者が自転車を自転車駐車場に駐車させている場合は、当該自転車を撤去及び____保管するものとする。

2 前項の規定により撤去及び____保管した自転車に対する措置は、富士見市自転車等の放置防止に関する条例(平成4年条例第25号)第9条及び第10条の規定を準用する。この場合において、第9条第1項____、第3項及び第4項中「第7条第3項」とあるのは「富士見市立自転車駐車場条例(平成4年条例第26号)第14条第1項」と、第10条第1項____中「第7条第1項」とあるのは「富士見市立自転車駐車場条例第14条第1項」と読み替えるものとする。

(委任)

第15条 (略)

別表第2 (第10条関係)

1台につき 単位:円

【別記1 参照】

備考

1 学生とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校又はこれに類するものとして市長が認める施設に通学し、又は通園している者をいう。

2 一般とは、学生以外の者をいう。

【別記1】

新

自転車駐車場名	区分	使用料													
		一時利用		定期利用											
				1月利用				3月利用				6月利用			
		自転車	原動機付自転車	自転車		原動機付自転車		自転車		原動機付自転車		自転車		原動機付自転車	
				学生	一般	学生	一般	学生	一般	学生	一般	学生	一般	学生	一般
鶴瀬駅東口市立自転車駐車場	1階	150	—	2,000	2,400	—	—	5,700	6,800	—	—	10,800	12,900	—	—
	2階	—	—	1,800	2,200	—	—	5,100	6,200	—	—	9,700	11,800	—	—
	3階	—	—	1,400	1,800	—	—	3,900	5,100	—	—	7,500	9,700	—	—
	屋外	—	—	—	—	3,500	3,500	—	—	9,900	9,900	—	—	18,900	18,900
みずほ台駅東口市立自転車駐車場	1階	150	—	2,000	2,400	—	—	5,700	6,800	—	—	10,800	12,900	—	—
	2階	—	—	1,800	2,200	—	—	5,100	6,200	—	—	9,700	11,800	—	—
	3階	—	—	1,400	1,800	—	—	3,900	5,100	—	—	7,500	9,700	—	—
	屋外	—	—	—	—	3,500	3,500	—	—	9,900	9,900	—	—	18,900	18,900
みずほ台駅西口市立自転車駐車場	1階	150	—	2,000	2,400	—	—	5,700	6,800	—	—	10,800	12,900	—	—
	2階	—	—	1,800	2,200	—	—	5,100	6,200	—	—	9,700	11,800	—	—
	3階	—	—	1,400	11,800	—	—	3,900	5,100	—	—	7,500	9,700	—	—
みずほ台駅西口市立第2自転車駐車場	屋外	—	—	1,800	2,200	3,500	3,500	5,100	6,200	9,900	9,900	9,700	11,800	18,900	18,900

みずほ台駅西口市立 第3自転車駐車場	屋外	—	—	1,800	2,200	3,500	3,500	5,100	6,200	9,900	9,900	9,700	11,800	18,900	18,900
ふじみ野駅東口市立 自転車駐車場	地階	150	—	2,000	2,400	—	—	5,700	6,800	—	—	10,800	12,900	—	—
ふじみ野駅西口市立 自転車駐車場	地階	150	—	2,000	2,400	—	—	5,700	6,800	—	—	10,800	12,900	—	—
ふじみ野駅西口市立 第2自転車駐車場	屋外	—	—	1,800	2,200	—	—	5,100	6,200	—	—	9,700	11,800	—	—
ふじみ野駅西口市立 第3自転車駐車場	屋外	—	—	1,800	2,200	—	—	5,100	6,200	—	—	9,700	11,800	—	—

旧

自転車駐車場名	区分	使用料													
		一時利用		定期利用											
				1月				3月				6月			
		自転車	原動機付自転車	自転車		原動機付自転車		自転車		原動機付自転車		自転車		原動機付自転車	
				学生	一般	学生	一般	学生	一般	学生	一般	学生	一般	学生	一般
鶴瀬駅東口市立自転車駐車場	1階	150	—	2,000	2,400	—	—	5,700	6,800	—	—	10,800	12,900	—	—
	2階	—	—	1,800	2,200	—	—	5,100	6,200	—	—	9,700	11,800	—	—
	3階	—	—	1,400	1,800	—	—	3,900	5,100	—	—	7,500	9,700	—	—
	屋外	—	—	—	—	3,500	3,500	—	—	9,900	9,900	—	—	18,900	18,900
みずほ台駅東口市立自転車駐車場	1階	150	—	2,000	2,400	—	—	5,700	6,800	—	—	10,800	12,900	—	—
	2階	—	—	1,800	2,200	—	—	5,100	6,200	—	—	9,700	11,800	—	—
	3階	—	—	1,400	1,800	—	—	3,900	5,100	—	—	7,500	9,700	—	—
	屋外	—	—	—	—	3,500	3,500	—	—	9,900	9,900	—	—	18,900	18,900
みずほ台駅西口市立自転車駐車場	1階	150	—	2,000	2,400	—	—	5,700	6,800	—	—	10,800	12,900	—	—
	2階	—	—	1,800	2,200	—	—	5,100	6,200	—	—	9,700	11,800	—	—
	3階	—	—	1,400	11,800	—	—	3,900	5,100	—	—	7,500	9,700	—	—
みずほ台駅西口市立第2自転車駐車場	屋外	—	—	1,800	2,200	3,500	3,500	5,100	6,200	9,900	9,900	9,700	11,800	18,900	18,900
みずほ台駅西口市立第3自転車駐車場	屋外	—	—	1,800	2,200	3,500	3,500	5,100	6,200	9,900	9,900	9,700	11,800	18,900	18,900

ふじみ野駅東口市立 自転車駐車場	地階	150	—	2,000	2,400	—	—	5,700	6,800	—	—	10,800	12,900	—	—
ふじみ野駅西口市立 自転車駐車場	地階	150	—	2,000	2,400	—	—	5,700	6,800	—	—	10,800	12,900	—	—
ふじみ野駅西口市立 第2自転車駐車場	屋外	—	—	1,800	2,200	—	—	5,100	6,200	—	—	9,700	11,800	—	—
ふじみ野駅西口市立 第3自転車駐車場	屋外	—	—	1,800	2,200	—	—	5,100	6,200	—	—	9,700	11,800	—	—